

## 令和4年度第2回長久手市地域保健対策推進協議会次第

日時 令和5年2月14日(火)午後2時から  
場所 長久手市保健センター3階会議室  
(オンライン会議システムでの出席可)

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 健康づくり事業について【資料 P1】
- (2) 成人保健事業について【資料 P2～8】
- (3) 母子保健事業について【資料 P9～13】
- (4) 予防接種事業について【資料 P13～15】
- (5) 地域保健活動について【資料 P15、16】
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について【資料 P16～18】

### 3 その他

#### 配布資料

- 1 長久手市地域保健対策推進協議会規則
- 2 名簿
- 3 配席表
- 4 資料

長久手市はあいさつ運動に取り組んでいます

まちづくり、まずは笑顔でこんにちは

○長久手市地域保健対策推進協議会規則

平成15年4月21日

規則第8号

改正 平成16年5月24日規則第12号

平成19年6月5日規則第17号

平成20年3月19日規則第15号

平成20年4月13日規則第39号

平成23年12月28日規則第49号

平成24年3月23日規則第13号

平成24年5月25日規則第24号

平成25年3月29日規則第14号

平成28年3月31日規則第6号

令和3年9月1日規則第32号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

長久手町地域保健対策推進協議会規則（昭和54年長久手町規則第1号）の全部を改正する。

（名称及び目的）

第1条 この会は、長久手市地域保健対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、住民の健康の保持及び増進を図り、健康で快適な日常生活の向上を期するため総合的健康づくり活動を促進することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。

- (1) 健康増進事業及び成人保健事業に関すること。
- (2) 母子保健事業に関すること。
- (3) 健康づくり事業及び健康づくり計画に関すること。
- (4) 精神保健福祉事業に関すること。
- (5) その他必要な事項

(平 2 5 規則 1 4 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、1 4 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が認める者

(平 2 8 規則 6 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(平 2 8 規則 6 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって、これらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 5 委員及び事務局が前項の方法による場合には第 2 項の出席とみなす。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を必要に応じて置くことができる。

- (1) 成人専門部会
- (2) 母子専門部会
- (3) その他必要な部会

- 2 成人専門部会及び母子専門部会の委員は、市長がこれを委嘱する。
- 3 その他必要な部会の名称等は市長が定める。また、その他必要な部会の委員は、その都度、市長が委嘱又は任命する。
- 4 部会の委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものでない。
- 5 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 6 部会長は、部会の会務を総理する。

(平28規則6・一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部健康推進課において行う。

(平24規則13・平25規則14・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第39号）

この規則は、平成20年4月13日から施行する。

附 則（平成23年規則第49号）

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成24年規則第13号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第32号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

令和4年度長久手市地域保健対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

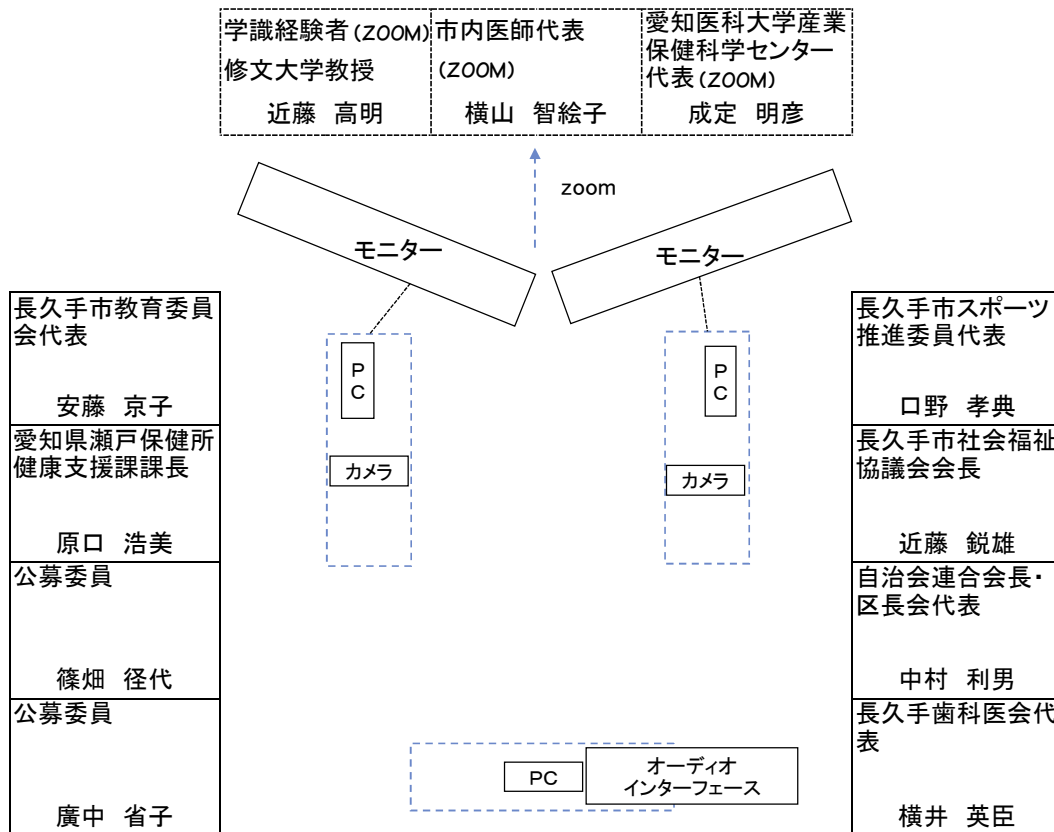
構成関係機関	職名	氏名	フリガナ
各種団体	長久手市スポーツ推進委員代表	口野孝典	クチノタカノリ
	長久手市社会福祉協議会長	近藤鋭雄	コンドウトシオ
	自治会連合会長・区長会長代表	中村利男	ナカムラトシオ
	愛知医科大学産業保健科学センター代表	成定明彦	ナリサダアキヒコ
	公立陶生病院小児科医師代表	森下雅史	モリシタマサシ
	市内歯科医師代表	横井英臣	ヨコイヒデオミ
	市内医師代表	横山智絵子	ヨコヤマチエコ
	食と健康を考える会代表	吉田佳都子	ヨシダカズコ
行政機関	長久手市教育委員代表	安藤京子	アンドウキョウコ
	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	原口浩美	ハラグチヒロミ
学識経験者	学識経験者(修文大学教授)	近藤高明	コンドウタカアキ
公募委員		篠畑径代	シノハタミチヨ
		廣中省子	ヒロナカショウコ

女性委員比率 6人／13人

46.2%

# 令和4年度第2回長久手市地域保健対策推進協議会 配席表

(敬称略)



福祉部部长  川本 満男	福祉部次長  中野 智夫	健康推進課課長  遠藤 佳子	健康推進課課長補佐  諸戸 洋子
--------------------	--------------------	----------------------	------------------------

健康推進課健康増進係保健師  小久保奈都美	健康推進課健康増進係係長  今村 知美	健康推進課母子保健係係長  與語 奈緒子	健康推進課母子保健係保健師  都築 文香
-----------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------

健康推進課母子保健係専門員  梅本 直哉	健康推進課健康増進係保健師  平川 誌穂美
----------------------------	-----------------------------

# 1 健康づくり事業

## (1) 概要

平成 26 年度に策定した「長久手市健康づくり計画（第 2 次）」に基づき、健康づくり事業を実施している。この 10 か年計画の最終年度となる令和 5 年度に本計画の最終評価を行う予定であったが、国の計画が 1 年延長になったことから、本計画も 1 年延長し、令和 6 年度に最終評価を行うこととなった。令和 5 年度から令和 6 年度の 2 年間で「長久手市健康づくり計画（第 3 次）」を策定していく。

## (2) 領域別課題

領域	令和 4 年度の取組内容	
食事	成人	健康講座（朝食づくり講座実施、フレイルを予防する生活のレシピ HP 公開・配布） 成人式での啓発（チラシ配布） 39 歳以下健診での啓発（チラシ配布）
	母子	離乳食教室 パパママ教室 乳幼児健診
運動	成人	ラジオ体操事業（107 団体 2,373 人）
歯の健康	成人	歯周病検診 8020、8520、9020 運動（歯科医会共同）
たばこ アルコール	成人	市内小学校での喫煙防止教室（5 校実施） 禁煙外来治療費助成事業
	母子	乳幼児健診 親子健康手帳交付時の指導 パパママ教室
こころ	成人	こころの相談室（保健師・精神保健福祉士） こころの体温計
	母子	健康講座（ゲートキーパー養成講座 2 回実施）
健康管理	成人	がん検診 肝炎ウイルス検診 39 歳以下健康診査 脳ドック検診費助成事業 体成分分析装置測定会 健康測定会（2 回実施） 健康マイレージ事業 がん患者補整具購入費助成金交付事業（新規）

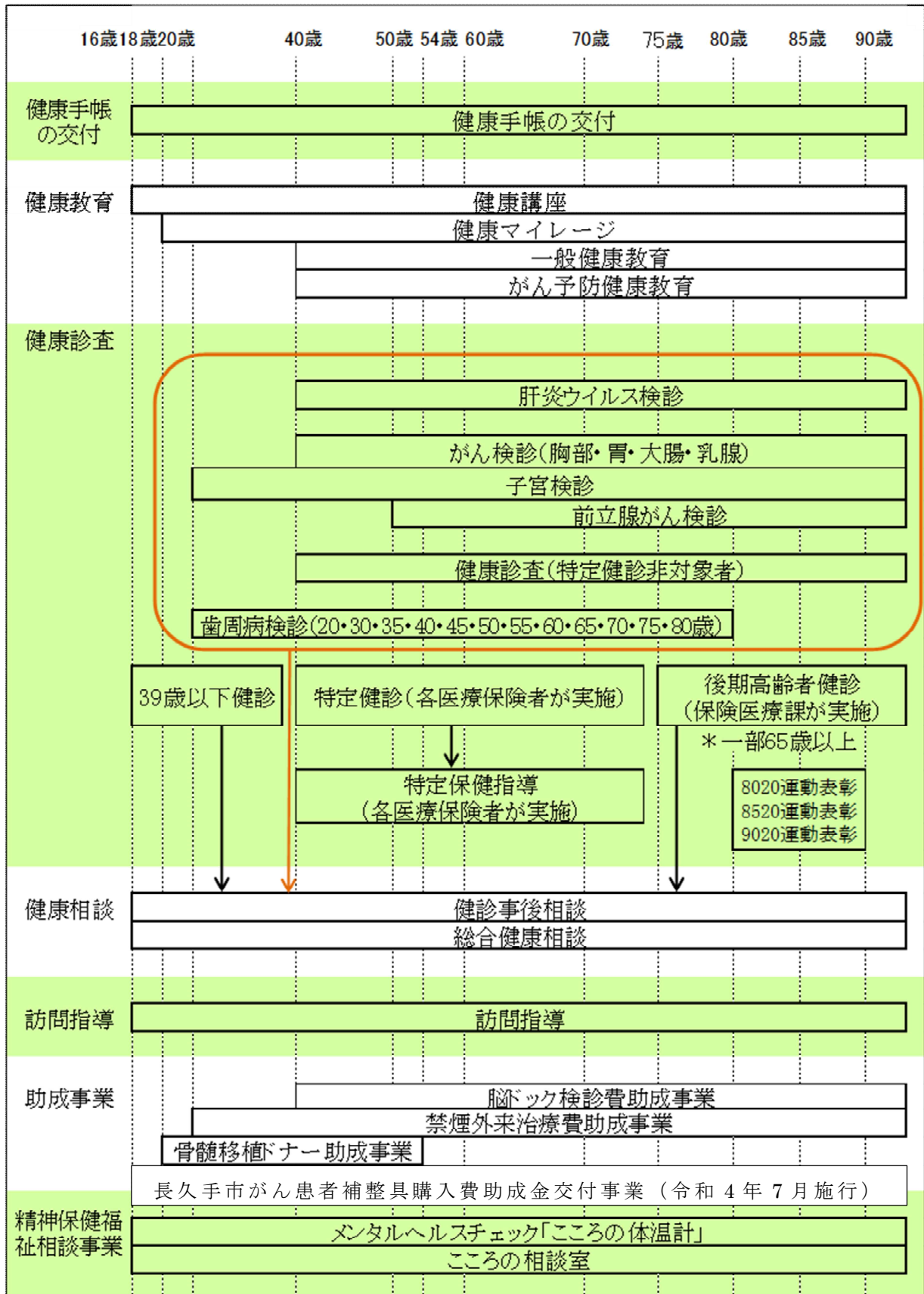


## 2 成人保健事業

### (1) 概要

健康増進法に基づき、各種検診、健康相談等を実施している。

成人保健事業体系図



(2) 成人専門部会（令和4年10月27日）の結果について

ア 歯周病検診について

歯周病検診の受診率低下について、実態が把握できていない状況である。今後、市の歯周病検診を受診しない理由についてアンケートを実施する予定であることを報告した。

イ 健康マイレージについて

市内には規模の大きい大学が幾つかあるため、健康マイレージの周知を大学に試みることへの意見があった。

ウ 地域自殺対策計画について

自殺防止の周知啓発について、広報、市ホームページだけでなく大学に依頼する等公共施設以外への周知の工夫について意見があった。

精神疾患と睡眠障害には因果関係があると考えられる。例えば、健診時の問診項目で睡眠の項目を設け、眠れていない方に対してチラシを渡すなど効果的なアプローチについて意見があったため、今後検討していく。

(3) 令和4年度事業について

ア がん検診

(ア) 概要

健康増進法施行規則第4条の2に基づいて、胸部・胃・大腸・子宮・乳腺検診を実施している。

(イ) 実績(R4は、令和4年12月末時点)

(推計対象者数 10,458人(胸・胃・大腸) 10,208人(子宮) 6,999人(乳腺))

		年度	受診者数(人)	受診率(%)	要精検者数(人)
胸部	R2		6,462	61.8	110
	R3		6,808	65.1	119
	R4		6,830	65.3	202
胃	R2		3,986	38.1	148
	R3		4,065	38.9	159
	R4		3,905	37.3	169
内 訳	X線	R2	3,050	29.2	77
		R3	3,033	29.0	98
		R4	2,931	28.0	91
	内視鏡	R2	936	—	71
		R3	1,032	—	71
		R4	974	—	67
大腸	R2	6,090	58.2	461	
	R3	6,531	62.4	474	
	R4	6,562	62.7	419	
子宮	R2	2,394	45.8	46	
	R3	2,223	44.6	41	
	R4	1,297	未確定	11	
乳腺	R2	1,893	53.0	93	
	R3	1,845	51.9	71	
	R4	735	未確定	30	

(ウ) 令和4年度の取組と課題

子宮検診、乳腺検診、39歳以下健診にWEB予約システムを導入し、利便性の向上をはかった。受診率が低い子宮検診は、20～69歳の検診対象者で未受診の者に勧奨通知を送付した。また、市内の公共施設とスーパーへ子宮検診の啓発ポスターを掲示し啓発を行った。

子宮検診受診率が目標値の50%を下回っていることが課題である。

## イ 歯周病検診

### (ア) 概要

生活習慣病を予防する一環として、歯周病の早期発見・早期治療、知識の普及啓蒙により、住民の生涯にわたる健康の保持増進を図る事を目的に、歯周病検診を実施している。

### (イ) 実績 (令和4年度は令和4年12月末時点)

年齢	R2		R3		R4	
	受診者 (人)	受診率 (%)	受診者 (人)	受診率 (%)	受診者 (人)	受診率 (%)
20歳	34	5.4	20	2.9	23	3.3
30歳	47	7.1	21	3.1	13	2.0
35歳	57	6.3	23	2.6	29	3.7
40歳	76	7.7	36	3.8	34	3.4
45歳	55	5.1	42	4.1	24	2.3
50歳	78	7.9	45	4.2	29	2.9
55歳	44	5.9	20	3.0	20	2.2
60歳	45	8.2	21	3.6	21	3.2
65歳	39	8.0	19	4.0	23	4.6
70歳	73	14.8	40	8.1	25	4.8
75歳	40	12.0	36	7.7	36	5.9
80歳	34	9.8	45	10.0	33	8.0
計	622	7.6	368	4.4	310	3.5

### (ウ) 令和4年度の実績と課題

対象者には個別通知をする他、令和4年度は、歯周病検診のチラシを作成し、福祉まつりや検診時に配布して、周知を行った。また、11月に送付した勧奨ハガキには、未受診者アンケートのQRコードをつけて、歯周病検診の実態を調査した。未受診者アンケートの12月末時点の回答数は、4074名中102名で、その内96名は「定期的に通院（検診）している」という回答だった。その他の6名は、「市外の歯科に行く、健診が無料でもクリーニングなどでお金がかかるため、会社の健診に歯科検診が含まれている、通院中、入院中等」であった。

歯周病検診の受診率が低い理由について、実態が把握できていないことが課題であり、未受診者アンケートを実施しても回答率が低いため、アンケートの実施時期や方法について今後も検討していく必要がある。

## ウ 歯科健康教育

### (ア) 概要

長久手市健康づくり計画に基づき領域別課題として歯の健康について歯科保健事業を実施している。

### (イ) 実績

2月6日の健康測定会（第2回）と同時に歯科衛生士による歯科健康教育を実施した。

### (ウ) 令和4年度の取組と課題

歯科健康教育への新規の参加者を増やすために健康測定会と同時開催とした。

各年代で歯の健康に取り組むことができるよう歯科口腔の重要性について広く周知を行うことが課題である。

## エ がん患者補整具購入費助成金交付事業

### (ア) 概要

がん患者の身体的・精神的・経済的な負担を緩和し、社会生活上の不安を和らげるために、医療用ウィッグまたは乳房補整具の購入費の一部を助成する事業として、令和4年7月開始（ただし、令和4年4月1日以降に購入したものを助成の対象とする）。

### (イ) 実績（令和5年1月18日時点）

ウィッグ12件、乳房補整具2件

### (ウ) 令和4年度の取組と課題

広報・市ホームページで事業の周知を実施した。

事業についてまだ広く周知できていないことが課題である。

## オ 健康マイレージ

### (ア) 概要

市民の健康意識の向上、健康づくりに取り組む人の拡大及び定着化を図ることを目的として、平成28年4月から実施している。

(イ) 実績

a 達成者数（50ポイント以上）（令和4年度は令和4年12月末時点）

年度	R2	R3	R4
達成（人）	205	262	328

b 参加方法

紙提出 82 人、アプリ利用 246 人 計 328 人

(ウ) 令和4年度の取組と課題

アプリに歩数ポイントを新たに導入した。

新規の参加者を増やし、健康づくり活動を習慣化することが課題である。

カ 講座・研修

(ア) 概要

長久手市健康づくり計画に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防を目的として健康教育を実施している。

(イ) 実績

朝食づくり講座、健康講座「更年期を健やかに過ごすコツ」、ゲートキーパー養成講座(2回)、災害時看護師等ボランティア研修会を実施した。

(ウ) 令和4年度の取組と課題

令和3年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で縮小していた事業を、定員を減らし感染対策をした上で全ての講義について再開した（ただし、朝食講座の調理実習及び試食は中止）。

講座の実施と新型コロナウイルス感染対策との両立が課題である。

(4) 令和5年度事業について

ア がん検診（拡充）

若い世代の子宮検診受診促進をはかるため、39歳以下健診と子宮検診の同時実施日を2日間に増やす。

イ 歯周病検診（変更）

歯周病検診の実態を把握するため、令和5年度は、受診券を送付する際にも未受診者アンケートを実施する。

ウ 歯科健康教育（拡充）

歯科口腔の重要性について各年代に広く周知するため、新型コロナ流行以降に中止していた、市内保育園での歯科健康教育を令和5年度は実施していく。

エ 健康マイレージ（拡充）

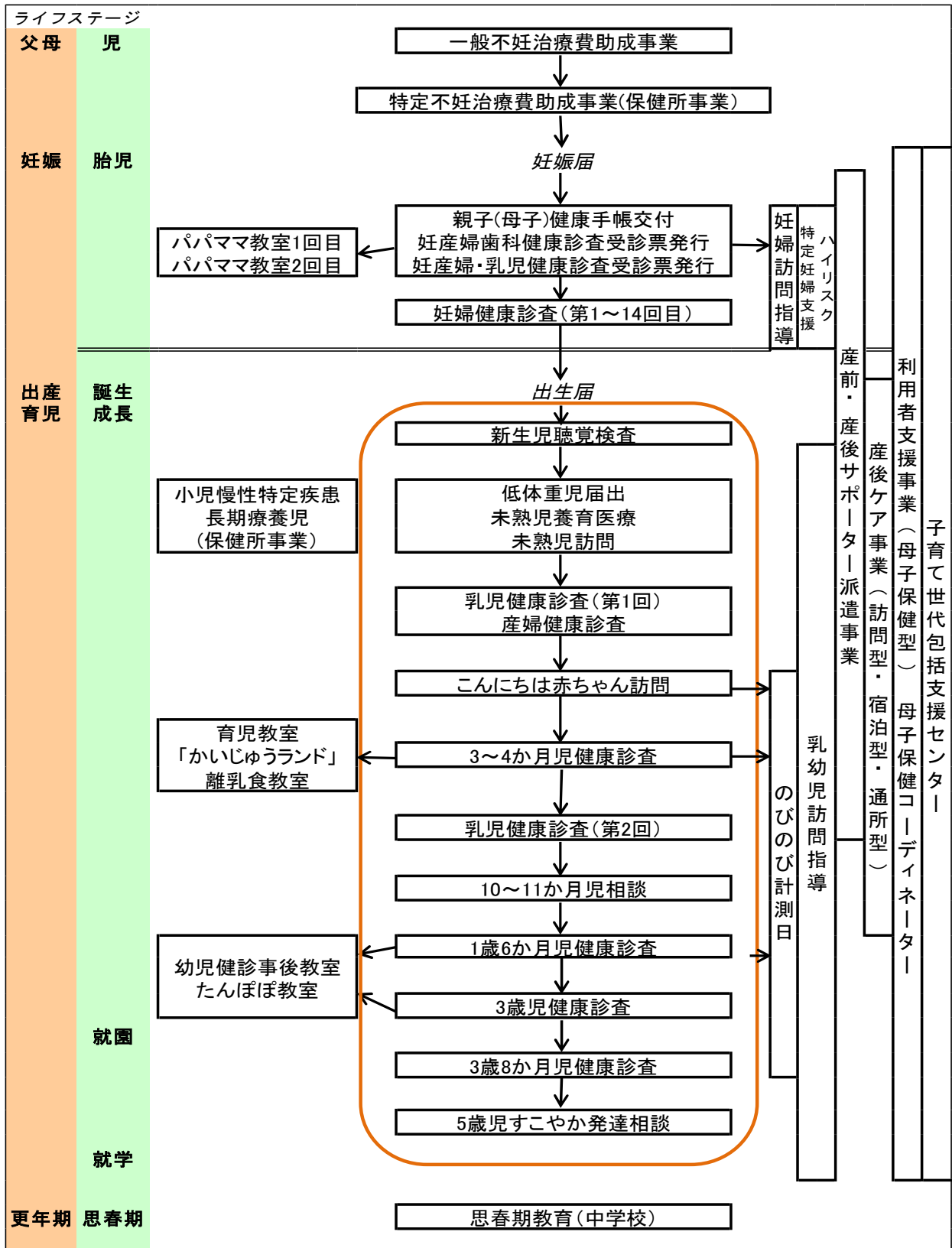
達成者数の増加を目指すため、大学生が興味を持てる特典を増やせるように新たな協賛企業を増やすことや、大学との連携を試みる。

### 3 母子保健事業

#### (1) 概要

長久手市子ども子育て支援事業計画（第2期）に基づき、妊娠、出産、子育て期に、切れ目ない支援を実施している。

母子保健事業体系図





(2) 母子専門部会（令和4年10月13日）の結果について

ア 母子保健事業について

第2期長久手市子ども子育て支援事業計画に基づき各事業を実施している。親子（母子）健康手帳交付及び妊娠届出アンケート実施状況について、妊娠届出件数は減っているが、特定妊婦の割合はやや増えている。令和4年度は妊娠届出書アンケートでうつ症状がある人の割合が増えているが、仕事上のストレスやつわりでと回答する方が多く、うつ症状で支援が必要な方ではなかった。

産前・産後サポーター派遣事業について、令和3年度から家事支援に育児支援を追加し、事業所も2箇所から4箇所に増加し、事業の拡充をしたことで利用実績が増えている。

イ 令和5年度の検討事項について

幼児期の視力確認の方法、幼児歯科健康診査とフッ素塗布、子ども家庭センターの設置について報告した。

(3) 令和4年度事業について

ア 産後ケア事業（訪問型・宿泊型・通所型）

(ア) 概要

産後に心身の不調や育児不安等がある産婦を対象に委託先の助産師又は委託先の医療機関が産婦と赤ちゃんのケアや、授乳・沐浴などの育児手技等について助言・相談を実施している。訪問型及び通所型の利用期間は、産後1年未満、宿泊型の利用期間は、産後4か月未満としている。自己負担あり。（生活保護世帯、市民税非課税世帯は自己負担なし。）

(イ) 実績（令和4年度は令和4年12月末時点）

	年度	登録数（人）	利用実人数（人）	利用延回数（日）
訪問型	R2	1	1	1
	R3	8	8	9
	R4	3	3	3
宿泊型	R2	1	1	7
	R3	4	2	14
	R4	5	4	22
通所型	R2	1	1	1
	R3	1	1	2
	R4	5	5	10

(ウ) 令和4年度の取組と課題

妊娠期や産後早期から身内の支援状況や母親の育児困難感を把握し、産後ケア事業を含め、利用できるサービスの情報提供を続け、助産師や委託医療機関と母子保健コーディネーターが連携し、切れ目なく支援を実施している。利用者の希望するサービス等の詳細を把握し、産後ケア事業利用者が心身の不調や育児不安を軽減できるよう委託医療機関と連携することが課題である。

イ 産前・産後サポーター派遣事業

(ア) 概要

妊娠中及び産後に体調不良等で身内の支援が受けられない世帯を対象に、家事支援（調理、日常の掃除、洗濯、生活必需品の買物等）と育児支援（乳幼児の食事及び授乳介助、おむつ交換、沐浴介助、きょうだいの世話等）を実施している。利用可能期間は、親子（母子）健康手帳交付後から生後6か月未満まで、多胎児世帯は生後2年未満までとしている。自己負担あり。（生活保護世帯、市民税非課税世帯は自己負担なし。）

(イ) 実績（令和4年度は令和4年12月末時点）

年度	利用実人数（人）	延利用時間（時間）	延派遣回数（回）
R3	26	601	363
R4	22	484	337

(ウ) 令和 4 年度 of 取組と課題

今後も利用希望者は増える見込みのため、速やかに利用を開始できるよう事業所と調整を行っている。

限定的な日程、時間に利用希望をされた場合、希望に沿えないケースもあるため、個々の相談に応じ、他のサービス、支援につなぐ等、伴走型の相談支援に取り組むことが課題である。

(4) 令和 5 年度事業について

ア 出産・子育て応援事業について（新規）

国の出産・子育て応援交付金を活用して、妊娠時から出産、0 歳～2 歳頃の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、身近な場で面談などの相談を通じて、必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図り、併せて、出産・育児関連用品の購入費助成などを目的とした経済的支援を一体として事業を実施する。妊娠届出時、妊娠 8 か月頃、出産後の各時期に妊娠、出産、子育て支援等に関するアンケートを実施し、保健師等が面談（妊娠 8 か月頃は希望者のみ）を行う。また、妊娠届出時、出生届出時に経済的支援として面談後に各 5 万円を給付する。令和 4 年 4 月以降の出産を対象として、令和 5 年 3 月以降に事業を開始する予定である。

イ 産婦健康診査の助成回数について（拡充）

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。概ね産後 2 週間、産後 1 か月の 2 回を実施することにより、産婦の一層の母体の身体的機能の回復及び精神状態の把握を実施することができ、出産後の育児の悩みや疲れ等に寄り添った支援を行うことができるため、令和 5 年度から国の補助金を活用して、助成回数を 1 回から 2 回へ拡充する予定である。

ウ 乳幼児健診について（変更）（図 1 参照）

① 幼児期の視力確認について

令和 4 年 2 月に厚生労働省より、3 歳児健診で屈折検査ができるよう体制整備を進めるよう通知があり、実施方法を検討した結果、以下のとお

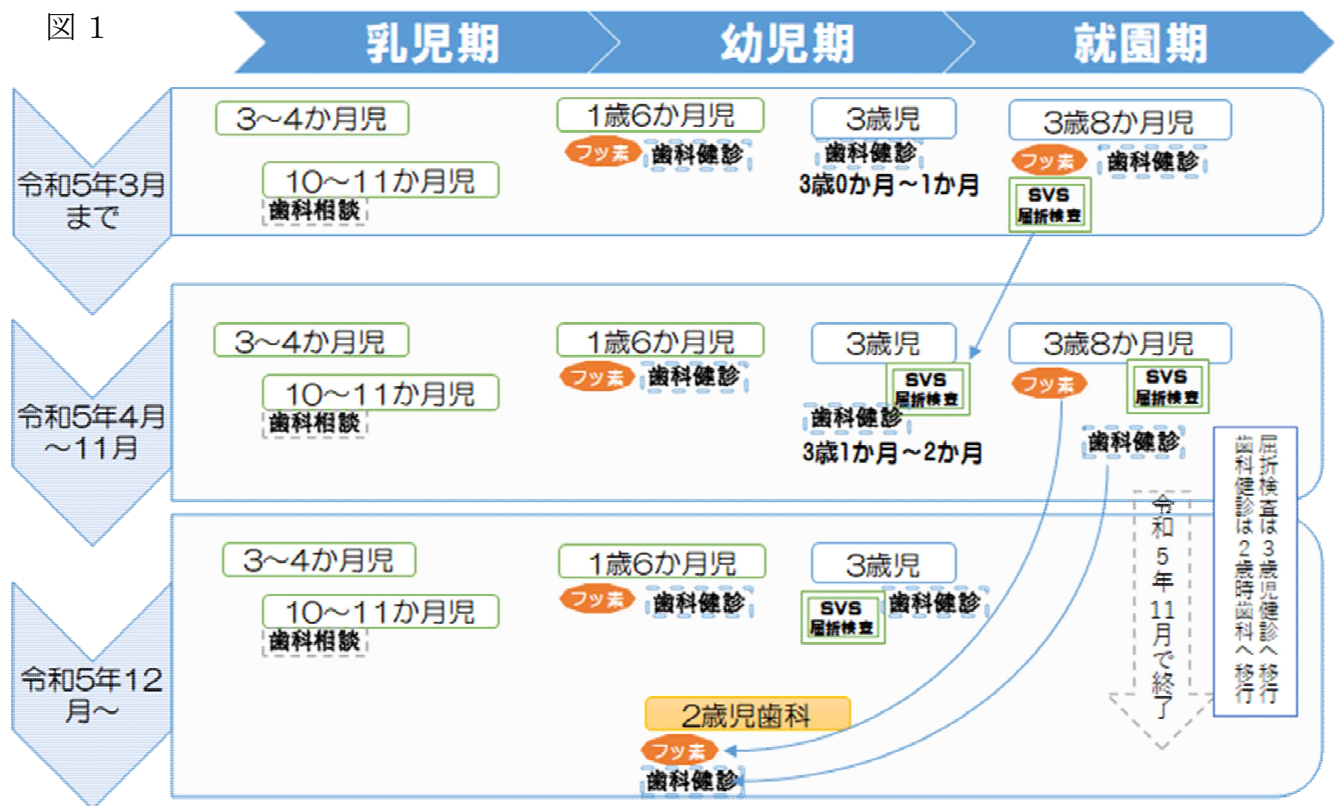
り健診内容を変更する。

- ・3歳児健診の対象年齢を3歳0か月～3歳1か月から3歳1か月～3歳2か月に移行する。
- ・3歳児健診でスポットビジョンスクリーナーを使った屈折検査を導入し、新たに視能訓練士による視力確認の評価を行う。
- ・3歳児健診の屈折検査導入に伴い、移行期終了後は、3歳8か月児健診を終了する。

② 幼児歯科健診の実施時期の見直しについて

- ・3歳8か月児歯科健康診査から2歳児歯科健康診査へ移行する。

図 1



#### 4 予防接種事業

- (1) 予防接種健康被害調査委員会第2回（令和4年10月31日）、第3回（令和5年1月30日）の結果について

新型コロナワクチン予防接種後、健康被害救済制度に関する医療費・医療手当について申請があり、各1件審議した。

## (2) 子宮頸がん予防接種の勧奨再開について

### ア 概要

子宮頸がん予防接種は、平成 25 年 6 月より国の方針に基づき、積極的勧奨を差し控えていたが、令和 3 年 11 月 26 日付けで積極的勧奨の差し控えを終了することとなった。

また、国の方針により子宮頸がん予防接種の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方（平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれ、までの女子）に対し、令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 3 年間、キャッチアップ接種（対象者約 2,400 人）を実施している。

### イ 実績（令和 4 年度は令和 4 年 11 月末時点）

	接種対象者数※(人)	延べ接種者数(人)
R1	993	14
R2	961	288
R3	998	409
R4	1,027	634
R4 キャッチアップ°	2,061	

※小学校 6 年生から高校 1 年生まで

### ウ 令和 4 年度の取組と課題

積極的勧奨再開について、中学校 1 年生から高校 1 年生の女子に個別通知による接種勧奨を実施した。また、キャッチアップ接種対象者に対し、個別通知により公費接種ができることを周知した。

子宮頸がん予防接種を接種するかどうか判断できるように予防接種の効果や副反応に関する情報提供をすることが課題である。

## (3) 令和 5 年度事業について

### ア 定期予防接種 4 種混合の接種対象年齢について（拡大）

令和 5 年 4 月 1 日からジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種の接種対象年齢を生後 3 月以上から生後 2 月以上に拡大する。また、これに伴い、不活化ポリオワクチンを使用する場合の接種対象年齢についても、生後 3 月以上から生後 2 月以上に拡大となる。

## イ 子宮頸がん予防接種について（拡充）

令和5年4月1日より9価ワクチンが新たに定期対象となる。9価ワクチン開始については、市ホームページや市内医療機関へポスター掲示を依頼する等で9価ワクチンの案内を行う予定としている。個別通知は、新中学1年生の女子へ実施する。

## 5 地域保健活動

### (1) まちの保健師事業

#### ア 概要

地域保健活動「まちの保健師」として、保健師が地域に出向き、市民の健康や子育て等の悩みについて相談等を行うことを目的としている。

#### イ 実績

（令和4年度は令和4年12月末時点）

場所	R2年度		R3年度		R4年度	
	実施回数 (回)	相談件数 (件)	実施回数 (回)	相談件数 (件)	実施回数 (回)	相談件数 (件)
西小校区共生ステーション	49	290	40	250	37	230
市が洞共生ステーション	38	173	37	57	2	9
北共生ステーション	36	203	37	201	36	202
南共生ステーション	28	165	38	173	38	196
高齢者サロン、関係団体等	1	2	0	0	0	0
児童館（6か所）のび計出張含む	25	119	33	122	46	185
中央図書館	0	0	0	0	9	19
子育てサロン	9	36	7	37	8	26
リズムあそび・ぴよんぴよん	7	11	11	13	14	28
いきいき倶楽部	0	0	0	0	11	109
合計	193	999	203	853	201	1,004

#### ウ 令和4年度の取組と課題

まちの保健師活動について、他課の保健師と定期的に打ち合わせを行い、

活動内容、各課の事業等について情報共有を実施している。  
事業について広く周知できていないことが課題である。

(2) 明治安田生命保険相互会社連携「行政サービス案内」

ア 概要

令和3年度に締結した健康増進に関する連携協定に基づき、明治安田生命相互会社の職員が住民の生活課題を確認し、必要とする行政サービスをタブレット端末で直接案内するサービスを開始する。サービス提供分野は「健康増進」「子育て」「介護・認知症」の3分野12種類で、1種類で最大5サービスを案内する。

イ 実績

令和5年3月から開始予定（保険加入者 約4,000人対象）

ウ 令和4年度の実績

関係各課に掲載希望の調査を行い、掲載内容を調整し、3月から実施する予定となっている。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部

ア 概要

本市では健康推進課が対策本部事務局として、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

イ 実績（令和4年度は令和5年1月末時点）

年度	R1	R2	R3	R4
開催回数	10	19	15	12

ウ 令和4年度の実績

市が行う施策に関して連絡調整を行った。現在は、国や愛知県が示す感染防止対策に基づき、適宜ホームページや安心メール等で基本的な感染対策を呼びかけている。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

ア 概要

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、国や県、東名古屋長久

手市医師会、瀬戸旭薬剤師会、愛知医科大学、公立陶生病院等の支援を受けながら、円滑な接種を実施している。

## イ 実績

(ア) 接種者数等（令和 5 年 1 月 1 日現在）

【初回】：46,684 人（77.14%）

【追加】：36,427 人（60.19%）

(イ) 集団接種

【初回】：令和 3 年 5 月～10 月 市役所西庁舎公民館

【追加】：令和 4 年 1 月～8 月 市役所西庁舎公民館

【小児】：令和 4 年 3 月～5 月 保健センター

【オミクロン株】：令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月 保健センター

(ウ) 個別接種

【初回・追加・小児・乳幼児・オミクロン株】

令和 3 年 5 月～ 市内医療機関

## ウ 今後の予定

令和 5 年 3 月 31 日で接種終了予定となっている。今後の国・県の動きを注視していく。

## (3) 新型コロナウイルス感染症対策における健康推進課事業

### ア 健診等事業

乳幼児健康診査、がん検診、教室、相談等、感染症対策に努め、継続して実施している。また、国の指針に合わせてマスク等の着用について一部緩和した。

### イ 生活支援

市内に住居があり（住民票の要件無し）、支援を希望する感染者、濃厚接触者、感染者や濃厚接触者と住居を共にする者であって、親族等から支援を受けることが困難な者に対し、生活に必要な食料、日用品の支給及び生活支援金を届ける生活支援を令和 2 年 8 月から実施している（生活支援金については令和 3 年度末で事業終了）。

令和 2 年度実績 11 世帯

令和 3 年度実績 143 世帯

令和 4 年度実績 100 世帯（令和 5 年 1 月 24 日時点）



ウ 保健センター管理

1日3回の共用部分のアルコール消毒実施。健診等実施時には、入口にて個別の検温、手指消毒の励行、体調の聞き取り、事後のアルコール消毒を実施。また、正面出入口にサーマルカメラを、各フロアに空気清浄機を設置し、すべての来所者の感染症対策に努めている。

エ 今後の予定

感染症法上の分類を変更する方針が示されていることから、国の示す方針に基づき、適切な情報提供を行うとともに、場面に応じた感染症対策を継続する。

(4) 保健所への職員派遣

愛知県瀬戸保健所逼迫時に市保健師及び事務職の派遣を実施した。業務は積極的疫学調査、自宅療養者の健康観察、濃厚接触者の健康観察、電話相談、その他まん延防止に必要な業務。

ア 保健師 1人 令和4年8月3日（水）から8月8日（月）まで

イ 保健師 1人 令和4年9月15日（木）から9月16日（金）まで